

秘	
指定者	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長
印 押印	
平成20年6月6日～平成25年6月5日	

基安安発第 0606001 号
平成 20 年 6 月 6 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(公印省略)

製造業における請負の状況等の把握について

製造業の元方事業者における総合的な安全衛生管理については、労働安全衛生法等の改正により、元方事業者には作業間の連絡調整の実施等を義務付けるとともに、「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針について」(平成 18 年 8 月 1 日付け基発第 0801010 号)を示し、その適切な実施を図っているところであるが、国会等において、製造業の請負の実態について、建設業と同様な重層下請構造になっているのではないかとの指摘も見られるところである。

については、製造業において、下請構造が変化し、建設業と同様の問題があると認められる場合に、必要に応じて、労働災害防止対策の強化のための検討を行うことができるよう、製造業における下請構造の状況、労働災害の発生状況等を的確に把握するため、下記のとおり対応をお願いする。

記

1 製造業における下請構造等の状況の把握

(1) 概要

製造業における下請構造等の状況を把握するために、

元方事業者、請負事業者が混在している製造業の事業場を対象に調査を行うこと。

(2) 対象事業場

(3) 調査内容

都道府県労働局(以下「局」という。)又は署において、

調査を行うこと。なお、調査方法は、対象となる事業場に対する個別指導等の実施時に聴き取る、電話により聴き取る等、各局の実態に即した方法により実施すること。

(4) 調査結果の本省報告

調査結果については、

平成 20 年 6 月末までに郵送、ファックス、メール等により本省安全課に送付すること。

2 製造業において請負労働者等が被災した死亡災害に係る災害調査復命書の本省送付

(1) 概要

製造業において請負労働者又は派遣労働者（以下「請負労働者等」という。）が被災した労働災害について、発生原因の分析を本省で行う予定であることから、(2) の死亡災害に係る災害調査復命書の写しを本省に送付すること。

(2) 送付対象となる死亡災害

管内で発生した別添 2 に掲げる死亡災害（平成 18 年から平成 19 年までの間に発生した製造業における死亡災害のうち、労働者の属性を「請負」又は「派遣」として本省に報告があったもの。ただし、交通労働災害に係るものは除く。）

なお、平成 16 年から平成 17 年までの間に発生した当該死亡災害に係る災害調査復命書の写しについては、既に（平成 18 年度に）本省に送付いただいているところである。

(3) 災害調査復命書の本省送付

(2) の死亡災害に係る災害調査復命書の写し（大部になる場合は、添付資料については省略可）を、既に送付済みのものを除き、平成 20 年 6 月末までに原則郵送により本省安全課に送付すること。

担 当：安全課 和田、若林

電 話：03-5253-1111（内線 5487, 5488）

F A X：03-3502-1598

メール：